

都に納める手数料や使用料等を QR コードで キャッシュレス納付できるようになります ～スマホで簡単・便利に納付できます～

現在、都税の一部税目で利用されている eL-QR（地方税統一 QR コード）を活用したキャッシュレス納付について、9 月 24 日（木）から対象を拡大し、都税以外の手数料や使用料などの公金についても利用できるようになります。

eL-QR 付き納付書では、スマートフォン決済アプリなどが利用でき、ご自宅から簡単・便利に納付することができます。

各種手数料や道路や公園の占用料等の公金から eL-QR の利用を開始し、今後、対象公金を順次拡大していきます。

※eL-QR は、地方税共同機構が運営する納付用の QR コードであり、全国の地方公共団体で利用されている共通の仕組みです。QR コードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
※令和 6 年地方自治法の改正により、地方税以外の公金についても eL-QR の利用が可能となりました。

1 eL-QR による納付（イメージ）

※利用方法等の詳細は、地方税お支払サイト (<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/pbuser?id=top>) で御確認ください。なお、令和 8 年 9 月 24 日に、地方税お支払サイトから eL お支払サイトに名称変更予定です。

2 支払方法

- ・スマートフォン決済アプリ
(利用可能なアプリは、地方税お支払サイト > 「スマートフォン決済アプリ一覧」からご確認ください。)
- ・クレジットカード (VISA、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club)
- ・インターネットバンキング
- ・口座振替 (ダイレクト方式) 等

3 eL-QR の対象公金（9 月 24 日時点）

都税以外の以下の公金で eL-QR によるお支払いが可能です。

(納付書に eL-QR の印字がされているものが対象です。)

- ・道路や公園等の占用料
- ・都有施設等の使用料
- ・土地賃借料
- ・許可申請に係る手数料 等

※対象公金については順次拡大予定

本件は、「2050 東京戦略」を推進する取組です。
戦略 26 構造改革「シン・トセイ」



▲2050 東京戦略

問い合わせ先
会計管理局管理部会計企画課
電話：03-5320-5921